

公益社団法人あおもり農林業支援センター低入札価格調査制度運用マニュアル〈新旧対照表〉

改正後	現 行
<p>1 略</p> <p>2 調査すべき基準価格</p> <p>1に規定する「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に当該額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した額（当該額が設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあつては、当該80パーセントに相当する額）とし、その都度、公所の長又は担当課長（以下「公所の長等」という。）が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～15 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 調査すべき基準価格</p> <p>1に規定する「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に当該額の <u>100分の8</u> に相当する額を加算した額（当該額が設計額の80パーセントに相当する額に満たない場合にあつては、当該80パーセントに相当する額）とし、その都度、公所の長又は担当課長（以下「公所の長等」という。）が設定する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～15 略</p>